

# 秋田県労働委員会年報

令和6年

(第60号)

秋田県労働委員会事務局



# は し が き

この年報は、令和6年1月から同年12月までの1年間における当労働委員会が取り扱った事件等の処理状況や委員会の活動状況を収録したものです。

この小冊子により、労働委員会の活動について御理解を深めていただくとともに、日頃労使関係に携わり、あるいは関心を寄せられている方々の御参考になれば幸いです。

令和7年4月

秋田県労働委員会事務局

# 目 次

## 第1章 労働委員会の組織

第1節 秋田県労働委員会委員（第46期）	1
第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者	2
第3節 事務局職員	2

## 第2章 活動状況

第1節 会議	3
1 総会	3
2 公益委員会議	9
3 連絡会議	10
4 研修	14
第2節 不当労働行為事件の審査	15
第3節 不当労働行為事件の再審査	18
第4節 行政訴訟	18
第5節 労働組合の資格審査	18
第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定・告示	19
第7節 労働争議の調整等	20
1 調整事件	20
2 公益事業の争議行為予告及び実情調査	28
3 公益事業以外の労働争議の実情調査	28
4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表	31
第8節 個別労働関係紛争のあっせん	33
1 概要	33
2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表	38
第9節 労働委員会活性化に向けた取組	40
1 概要	40
2 「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報・周知	40
3 年間を通じた広報・周知	41
4 研修	42

凡例：本冊子の各表において、原則として「－」は、「該当なし」を、空欄は「0件」等を示します。

# 第1章 労働委員会の組織



# 第1章 労働委員会の組織

## 第1節 秋田県労働委員会委員（第46期）

（任期 令和6年12月1日～令和8年11月30日）

区分	氏名	現職等	就任年月日
公益委員	(会長) 山本隆弘	弁護士	平成24年12月1日 (会長は今期首～)40期～
	(会長代理) 森田祐子	弁護士	令和4年12月1日 (代理は今期首～)45期～
	梅井一彦	元 日本赤十字社秋田県支部 事務局長	令和2年12月1日 44期～
	堀井潤	秋田県社会保険労務士会副会長 特定社会保険労務士、行政書士	令和2年12月1日 44期～
	長岐和恵	弁護士	令和6年12月1日 46期～
労働者委員	小川純	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長	令和6年7月5日 45期～
	加藤忠浩	秋田県東北電力関連産業労働組合総連合 会長	令和元年11月28日 43期～
	嵯峨文子	イオン東北労働組合本社支部 支部長	令和4年12月1日 45期～
	小林久美子	秋田県教職員組合 執行委員長	令和6年12月1日 46期～
	曾我章生	日本労働組合総連合会秋田県連合会 事務局長	令和6年12月1日 46期～
使用者委員	小野秀人	一般社団法人秋田県経営者協会 専務理事	令和4年6月27日 44期～
	吉田和枝	吉田興業株式会社 代表取締役社長	平成16年12月1日 36期～
	時田祐司	時田電機工業株式会社 代表取締役社長	令和元年6月3日 43期～
	加賀谷進	元 DOWAホールディングス株式会社 取締役	令和4年12月1日 45期～
	豊島光裕	日本精機株式会社 監査役	令和6年7月5日 45期～

## 第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者

令和6年12月31日現在

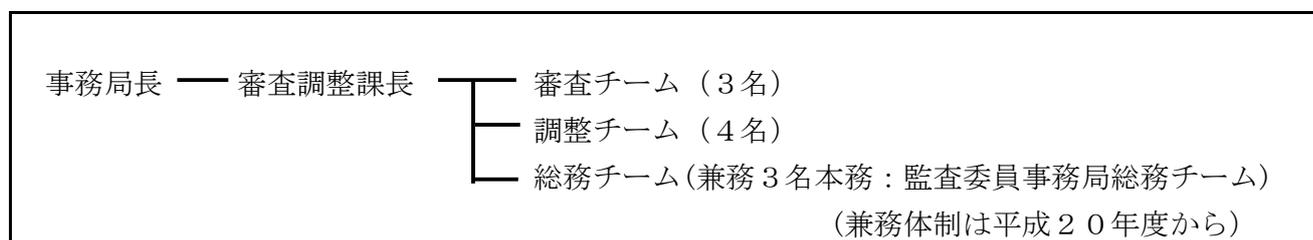
氏名	現職	委嘱年月日	備考
山本隆弘	公益委員	平成24年12月3日	会長
森田祐子	公益委員	令和4年12月1日	会長代理
梅井一彦	公益委員	令和2年12月1日	
堀井潤	公益委員	令和2年12月1日	
長岐和恵	公益委員	令和6年12月2日	
小川純	労働者委員	令和6年7月23日	
加藤忠浩	労働者委員	令和元年12月17日	
嗟峨文子	労働者委員	令和4年12月1日	
小林久美子	労働者委員	令和6年12月2日	
曾我章生	労働者委員	令和6年12月2日	
小野秀人	使用者委員	令和4年6月28日	
吉田和枝	使用者委員	平成16年12月1日	
時田祐司	使用者委員	令和元年6月25日	
加賀谷進	使用者委員	令和4年12月1日	
豊島光裕	使用者委員	令和6年7月23日	
石川修	事務局長	令和6年4月23日	
杉山明生	審査調整課長	令和6年4月23日	

### 解任あっせん員

氏名	前職	解任年月日	
兎澤繁友	事務局長	令和6年4月23日	
高橋一満	審査調整課長	令和6年4月23日	
才村泰彦	労働者委員	令和6年7月23日	
倉部稲穂	使用者委員	令和6年7月23日	
赤坂薫	公益委員	令和6年12月2日	
澤田宏	労働者委員	令和6年12月2日	
藤井慎吾	労働者委員	令和6年12月2日	

## 第3節 事務局職員

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されています。本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員12名です。（会計年度任用職員1名を除く。）



## 第2章 活動状況



## 第2章 活 動 状 況

### 第1節 会議

#### 1 総会

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1111	6. 1. 23	(1) 協議事項 ①第79回全国労働委員会連絡協議会における議題（案）の提出について ②労働委員会制度創設80周年記念行事に係る提案の募集について (2) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果（公益事業） ②集団労働関係紛争あっせん事件の終結について ・令和5年（調）第1号事件 ③個別労働関係紛争あっせん事件の終結について ・令和5年（個）第2号事件 ④2024年1月例会の労委労協命令研究会について
定例 1112	6. 2. 27	(1) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果（公益事業） ②秋田明德館高校における出前講座について ③令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について ④労働委員会制度創設80周年記念行事に係る提案の募集について (2) その他 ①令和6年度諸会議の日程と出席委員（案）について ②令和6年度労使関係セミナーの開催について ③令和6年度総会の日程（案）について ④「オンラインシステムの活用について」等に関するアンケート結果等について

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1 1 1 3	6. 3. 2 6	(1) 協議事項 ①令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議総会に係る議題について ②令和6年度総会の日程(案)について (2) 報告事項 ①労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業) ②2月県議会における質疑応答について (3) その他 ①令和6年度諸会議の日程と出席委員について ②令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について ③「労働委員会制度創設80周年記念行事企画委員会」の委員について ④オンライン会議システムを活用した会議等の開催に関する運用方針(案)について ⑤事務局職員の異動等について
定例 1 1 1 4	6. 4. 2 3	(1) 付議事項 ①あっせん員候補者の委嘱及び解任について ②令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について (2) 報告事項 ①労委労協命令研究会について ②労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業) ③ブロック労働者委員連絡協議会幹事会について ④全労委使用者委員連絡会議幹事会について

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1115	6. 5. 28	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和6年度研修計画について</li> <li>②秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について</li> <li>③令和6年度総会の日程について</li> <li>④令和6年度労働委員会諸会議等出席予定表について</li> <li>⑤オンライン会議システムを活用した会議等の開催に関する運用方針（案）について</li> </ul> <p>(1) 付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①オンライン会議システムを活用した会議等の開催に関する運用方針（案）について</li> <li>②労働組合の資格審査に関する申し合わせについて</li> </ul> <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①第685回公益委員会議の概要について</li> <li>②労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果（公益事業）</li> <li>③春闘全自交交渉状況について</li> </ul>
定例 1116	6. 6. 18	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について</li> <li>②2024年度北海道・東北ブロック労働者委員連絡協議会総会・研究会について</li> <li>③労働委員会制度創設80周年記念行事第1回企画委員会について</li> <li>④令和6年度全国労働委員会会長連絡会議について</li> <li>⑤第686回公益委員会議の概要について</li> <li>⑥労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果（公益事業）</li> <li>⑦春闘全自交交渉状況について</li> </ul>

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1 1 1 7	6. 7. 2 3	(1) 付議事項 ①あっせん員候補者の委嘱及び解任について (2) 報告事項 ①集団労働関係紛争あっせん事件の申請について ・令和6年(調)第1号事件 ②労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果(公益事業) ③春闘全自交交渉状況について ④第687回公益委員会議の概要について ⑤2024年度命令研究会について ⑥全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会について ⑦6月県議会における質疑応答について (3) その他 ①令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修 会の開催及び研修課題について ②秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について
定例 1 1 1 8	6. 8. 2 7	(1) 報告事項 ①集団労働関係紛争あっせん事件の経過について ・令和6年(調)第1号事件 ②労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果(公益事業) ③春闘全自交交渉状況について (2) その他 ①第79回全国労働委員会連絡協議会総会及び令和6年度公 労使委員合同研修について ②「個別労働紛争処理制度」周知月間の取り組みについて

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
定例 1119	6. 9. 24	<p>(1) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の経過について ・ 令和6年(調)第1号事件</p> <p>② 労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実調査結果(公益事業)</p> <p>③ 令和6年度公労使合同研修について</p> <p>④ 決算審査及び9月県議会における質疑応答について</p> <p>(2) その他</p> <p>① 「街頭宣伝」(10月3日)に関する諸連絡について</p> <p>② 「令和6年度東北地区労使関係セミナー」について</p>
定例 1120	6. 10. 29	<p>(1) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について ・ 令和6年(調)第1号事件</p> <p>② 個別労働関係紛争あっせん事件の申請について ・ 令和6年(個)第1号事件</p> <p>③ 労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業)</p> <p>④ 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について</p> <p>⑤ 2024年度命令研究会について</p> <p>⑥ 決算特別委員会における質疑応答について</p>
定例 1121	6. 11. 26	<p>(1) 報告事項</p> <p>① 第688回公益委員会議について</p> <p>② 個別労働関係紛争あっせん事件の経過について ・ 令和6年(個)第1号事件</p> <p>③ 労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその実情調査結果(公益事業)</p> <p>④ 第3回全労委使用者委員連絡協議会幹事会について</p> <p>⑤ 令和6年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議について</p>

種別 回	年 月 日	付 議 事 項 等
		⑥第67回全国労働委員会労働者側委員連絡協議会総会について ⑦第25回全労委使用者委員連絡協議会総会・応用研修会について ⑧第79回全国労働委員会連絡協議会総会について ⑨労働委員会制度創設80周年記念行事第2回企画委員会について ⑩全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会について ⑪令和6年度東北地区労使関係セミナーについて ⑫就労移行支援事業所ジョブサポいずみにおける出前講座について ⑬特別養護老人ホーム広青苑における出前講座について ⑭令和6年度労働委員会諸会議等出席予定表について
臨時 1122	6. 1 2. 2	(1) 付議事項 ①会長の選挙について ②会長代理の選挙について
臨時 1123	6. 1 2. 2	(1) 付議事項 ①あっせん員候補者の委嘱及び解任について (2) その他 ①各側幹事の選任について ②研修委員の選任について
定例 1124	6. 1 2. 17	(1) 報告事項 ①個別労働関係紛争あっせん事件の終結について ・令和6年(個)第1号事件 ②労調法第37条に基づく争議行為予告通知の受理及びその 実情調査結果(公益事業) ③令和6年度公労使委員個別紛争専門研修について ④12月県議会における質疑応答について

## 2 公益委員会議

回	年 月 日	審 議 事 項
第685回	6. 4. 23	(1) 付議事項 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示について ・秋田県公営企業職員労働組合
第686回	6. 5. 28	(1) 付議事項 労働組合資格審査（労働者供給事業の許可申請）について ・秋労委令和6年（資審）第1号
第687回	6. 6. 18	(1) 付議事項 労働組合資格審査（労働者委員候補者推薦）について ・秋労委令和6年（資審）第2号
第688回	6. 10. 29	(1) 付議事項 労働組合資格審査（労働者委員候補者推薦）について ・秋労委令和6年（資審）第3号 ・秋労委令和6年（資審）第4号

### 3 連絡会議

#### ○ 全国会議開催状況

##### (1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

- 期 日 令和6年6月13日(木)
- 場 所 岐阜県岐阜市「ホテルグランヴェール岐山」
- 議 題 ① 審査概況等について  
② 調整事件等の概況について  
③ 議題懇談「DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について」  
④ 議題懇談「労働委員会と労働局との連携について」

##### (2) 全国労働委員会会長連絡会議

- 期 日 令和6年6月14日(金)
- 場 所 岐阜県岐阜市「ホテルグランヴェール岐山」
- 講 演 演題：「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性  
—名古屋自動車学校(再雇用)事件・最一小判令5・7・20—」  
講師：東京大学大学院法学政治学研究科教授  
東京都労働委員会公益委員 神吉知都子
- 議題懇談 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて

##### (3) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- 期 日 令和6年10月28日(月)
- 場 所 東京都港区「労働委員会会館」
- 議 題 ① 調整業務の運営について(中央労働委員会)  
② 都道府県労働委員会からの事例報告  
③ 都道府県労働委員会からの業務報告

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和6年10月29日(火)

場 所 東京都港区「労働委員会会館」

議 題 ① 中間収入の控除について

② 併合事件について

③ 報告事項「中労委の民事訴訟のIT化への対応について」等

(5) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和6年11月14日(木)～15日(金)

場 所 一橋大学 一橋講堂

議 事 厚生労働大臣挨拶、運営委員長報告、事務局長報告、次期運営委員指名

講演 演題：「近年における労働裁判の動向」

講師：元中央労働委員会会長代理 森戸英幸 氏

議 題 ① 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について

② 審査の迅速化に向けた取組について

③ 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について

## ○ ブロック会議開催状況

### (1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和6年5月30日（木）～31日（金）

場 所 宮城県仙台市（江陽グランドホテル）

議 題 ① 第79回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する  
議題について

② 令和5年取扱事件とその傾向及び特異事件について

③ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について

④ 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算（案）に  
ついて

⑤ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の会長及び副会長の選任  
について

⑥ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について

⑦ 令和7年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

研修課題 ① 配転命令及び懲戒解雇における不当労働行為の成否について

② 期間社員への登用を期待した労働者が使用者から内定を取り消され  
たと主張する事案への対応について

### (2) 北海道及び東北六県労働委員会会長連絡会議

期 日 令和6年5月30日（木）

場 所 宮城県仙台市（江陽グランドホテル）

議 題 ① 第79回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する  
議題について

② 書面による運営委員会において事前に承認された事項について

③ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の会長及び副会長の選任  
について

### (3) 北海道及び東北六県労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和6年5月30日（木）

場 所 宮城県仙台市（江陽グランドホテル）

議 題 ① 第79回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する  
議題について

② 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算（案）及  
び負担金の取扱いについて

**(4) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議**

期 日 令和6年8月29日(木)～30日(金)

場 所 青森県庁 西棟8階 大会議室

提案議題 1 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会及び研修会の開催時期について

2 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会負担金について

研修課題 (1)－① 調査調書の取扱いについて

(1)－② 並行事件の進め方について

(1)－③ 職業安定法に基づく無料労働者供給事業の許可等に係る労働組合の資格審査について

(1)－④ 個別的労使紛争のあっせん申請への対応について

(1)－⑤ 不当労行為救済申立事件の調査調書の作成基準について

(1)－⑥ 個別労働関係紛争に係る労働相談業務の整理について

(1)－⑦ 個別調整(個別あっせん)の申請を短期間で繰り返す特定労働者への対応について

(2)－① 労働局との連携(連絡協議会の開催状況等)について

(2)－② 労働相談におけるウェブ会議システム等の活用について

(2)－③ 労働委員及びあっせん員に係る日額報酬の対象となる用務について

(2)－④ ブロック協議会に係る負担金の対応について

(2)－⑤ アナログ規制の見直しについて

(2)－⑥ ハラスメント防止に係る講座(出前講座)の実施について

**(5) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会**

期 日 令和6年10月10日(木)～11日(金)

場 所 山形県山形市「山形グランドホテル」

議 題 ① 当事者の行為を原因とする団交拒否及び救済申立て後の懲戒処分に係る不当労働行為の成否について

② 懲戒解雇処分を受けた労働者からの具体的な解雇理由の開示と解決金の支払いを求めたあっせん申請への対応について

講 演 演題：「働くこと」の意味と歴史と労働委員会

講師：水町勇一郎 氏

(早稲田大学法学部教授、東京都労働委員会会長代理)

## 4 研 修

### ○ 委員研修

#### (1) 公労使新任委員合同研修（全労委主催）

期 日 令和6年9月5日（木）～6日（金）  
場 所 東京都千代田区「日本教育会館」 全体研修  
東京都港区「労働委員会会館」 独自研修（労働者委員）  
東京都港区「AP新橋」 独自研修（使用者委員）

#### (2) 東北地区労使関係セミナー（中労委主催）

期 日 令和6年11月22日（金）  
場 所 秋田市「ANAクラウンプラザホテル秋田」

#### (3) 公労使委員個別紛争専門研修（全労委主催）

期 日 令和6年12月5日（木）～6日（金）  
場 所 東京都港区「女性就業支援センターホール」  
東京都港区「ビジョンセンター田町」

### ○ 事務局職員研修

#### (1) 事務局職員中央研修（中労委主催）

期 日 令和6年6月10日（月）～11日（火）  
場 所 東京都港区「労働委員会会館」

#### (2) 事務局職員個別紛争専門研修（中労委主催）

期 日 令和6年7月9日（火）～11日（木）  
場 所 東京都港区「労働委員会会館」

## 第2節 不当労働行為事件の審査

### 1 概要

令和6年に係属した不当労働行為事件はなかった。

#### (1) 取扱状況

第1表 年別不当労働行為事件取扱件数

(単位：件、%)

区分 年	係属件数			終 結 件 数										繰 越		
	繰 越	新 規	計	取 下 ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					終 結 計		(イ) 終 結 率	
				取 下	無 関 与 和 解	関 与 和 解	計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	計				(ア) 救 済 率
2		1	1													1
3	1	1	2			1	1							1	50	1
4	1		1					1				1	100	1	100	
5																
6																

(注)

$$(ア) \quad \text{救済率} = \frac{(\text{全部救済件数} + \text{一部救済件数} \times 0.5)}{\text{命令・決定件数}} \times 100$$

$$(イ) \quad \text{終結率} = \frac{\text{終結件数}}{\text{係属件数}} \times 100$$

(注) (ア)、(イ)とも、小数点以下は切り捨てて表示している。

(2) 申立状況

令和2～6年に係属した新規申立て事件の産業別・企業規模別の状況は、次のとおりである。

第2表 年別業種別申立件数

(単位：件)

業種 年	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業			電 気 ・ガ ス・ 水道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 業・ 小 売 業	金 融 ・保 険・ 不 動 産 業	飲 食 店・ 宿 泊 業	教 育 ・学 習支 援 業	医 療 ・福 祉 社	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客 業	道 路 貨 物 業	そ の 他										
2														1								1
3														1								1
4																						
5																						
6																						

第3表 年別企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年	49人以下	50～99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
2			1			1
3			1			1
4						
5						
6						

(3) 審査状況

令和6年に係属した事件はなかった。

(4) 終結状況及び審査の期間の目標の達成状況

令和6年に終結した事件はなかった。

なお、当委員会では、平成17年度から審査期間の目標を設定している  
(当初は1年6ヵ月、現在は1年)。

第4表 年別平均処理日数

(単位：日)

区分 年	内 訳				総平均
	命令・決定	和 解 ・ 取 下			
		取 下	関 与 和 解	無 関 与 和 解	
2					
3			(1) 152		(1) 152
4	(1) 448				(1) 448
5					
6					

(注) ( ) は終結件数、総平均の端数(日数)は切り捨て。

### 第3節 不当労働行為事件の再審査

#### 1 概要

令和6年に再審査事件として中央労働委員会に係属した事件はなかった。

### 第4節 行政訴訟

#### 1 概要

令和6年に行政訴訟事件として裁判所に係属した事件はなかった。

### 第5節 労働組合の資格審査

#### 1 概要

令和6年に係属した資格審査は、新規申請が4件で、その内訳は、労働者供給事業の許可申請に係るものが1件、労働者委員候補者推薦に係るものが3件で、いずれも適合決定により終結した。

第1表 年別労働組合資格審査状況

(単位：件)

区分 年	係 属			終 結			繰越	補正 勧告	
	繰越	新規	計	取 打	下 切	適 合			不 適 合
2		4	4			3		3	1
3	1	1	2	1				1	1
4	1	2	3			3		3	
5		1	1			1		1	
6		4	4			4		4	

第2表 年別係属理由別審査状況

(単位：件)

区分 年	委員推薦		不当労働行為		法人登記		総会決議		合計	
	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合
2	3	3	1						4	3
3			2						2	
4	2	2	1	1					3	3
5					1	1			1	1
6	3	3					1	1	4	4

## 2 労働組合資格審査取扱一覧表

資格審査番号	申請 年月日	申請理由	終結状況	
			年月日	内容
令和6年(資審)第1号	R6.4.25	労働者供給事業 の許可申請	R6.5.28	適合
令和6年(資審)第2号	R6.6.6	労働者委員 候補者推薦	R6.6.18	適合
令和6年(資審)第3号	R6.10.9	労働者委員 候補者推薦	R6.10.29	適合
令和6年(資審)第4号	R6.10.15	労働者委員 候補者推薦	R6.10.29	適合

## 第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定 ・告示

### 1 概要

令和6年に係属した地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定・告示の件数は、1件であった。

## 第7節 労働争議の調整等

### 1 調整事件

#### (1) 概要

令和6年に新規に扱った調整事件は2件であった。

第1表 調整事件取扱件数

(単位：件)

区分 年	取扱総数			あ っ せ ん									調 停 件 数			仲 裁 件 数		
				件数			取扱結果（左の内訳）											
	繰 越	新 規	計	繰 越	新 規	小 計	不 開 始	移 管	取 下	解 決	打 切	繰 越	繰 越	新 規	小 計	繰 越	新 規	小 計
2		2	2		2	2				1	1							
3		2	2		2	2				1	1							
4																		
5		1	1		1	1						1						
6	1	2	3	1	2	3				2		1						

(注) 調停は平成6年を最後に、仲裁は昭和49年を最後に、それ以降、取扱実績はない。

第2表 年別調整事項件数（新規）

（単位：件）

調整事項 年	経済的事項				非経済的事項					計
	賃上げ	一時金	諸手当 その他 賃金	その他	団交 促進	労働 協約	解 雇	配転 出向	その他	
2			2	1			2			5
3			2	1				1	1	5
4										
5					1				2	3
6	2	1	1	2	1				3	10

（注）調整事項が複数にわたるものがあるため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業			電 気 ・ガ ス ・水 道 事 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 業 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	教 育 ・ 学 習 支 援	医 療 ・ 福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他										
2						1									1							2
3							1							1								2
4																						
5									1													1
6																		2				2

第4表 組合員及び企業規模別件数（新規）

（単位：件）

年	規模 区分	規模						計
		30人未満	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上	
2	組合員			2				2
	従業員	2						2
3	組合員			2				2
	従業員	2						2
4	組合員							
	従業員							
5	組合員	1						1
	従業員			1				1
6	組合員			2				2
	従業員	2						2

第5表 申請者別件数（新規）（単位：件）

年	区分	使用者	労働者	双方
2			2	
3			2	
4				
5			1	
6			2	

第6表 平均所要日数（単位：日）

年	区分	あっせん	調停
2		65	
3		70	
4		—	
5		—	
6		86	

（注）所要日数は、申請日から終結までの日数である。端数は切り捨て。  
 （不開始及び取下げは除く。繰越事件は、翌年度に計上する。）

第7表 解決率（単位：％）

年	区分	あっせん	調停
2		50	
3		50	
4		—	
5		—	
6		100	

（注）

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

（繰越事件は、翌年度に計上する。）



(2) 調整事件一覧表

調 整		業 種	申請者	申 請 年月日	調整事項	調整員 指名年月日
番号	区分					調整員
5-1	あっせん	運輸業、郵便業	労 働 組 合	R5. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誠実な団体交渉の実施</li> <li>・ 差別配車を止めること</li> </ul>	R5. 11. 8  (公) 梅 井 (公) 森 田 (労) 藤 井 (使) 吉 田
6-1	あっせん	サービス業	労 働 組 合	R6. 7. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024年度の賃上げを行うこと</li> <li>・ 飲酒運転・飲酒作業に対して適正な処分を行うこと</li> <li>・ 社長はパワハラをやめること</li> <li>・ 就業規則を改定し定年を延長すること</li> <li>・ 夏期一時金（賞与）をA氏にも支払うこと</li> <li>・ 上記への回答を文書で行うこと</li> <li>・ 上記について真摯に団交に応じること</li> </ul>	R6. 8. 28  (公) 山 本 (公) 赤 坂 (労) 嵯 峨 (使) 加賀谷

労働者側の主張	使用者側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体交渉をしても、社長から納得できる回答がなく、行き詰まりを感じ、交渉が進展しない。また、団体交渉で暴言を吐かれた。</li> <li>・ 一定の収入が見込める長距離注文が会社にあった際に、特定の乗務員にのみ配車する「差別的な配車」が行われている。これを公平にしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの団体交渉で会社の考え方を説明している。当社の多くの社員は納得しているので、「嫌なら他に行くしかないな」という意味の発言はした。</li> <li>・ 配車に当たり、「差別」ではなく「区別」をしている。練度が高い乗務員に継続してほしいものである。</li> </ul>	R6. 1. 12  解 決	85日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「誰が組合加入を主導したのか。団体交渉の場になぜ組合員がないのか」などと難癖をつけ交渉議題に入ろうとしない。</li> <li>・ 昇級者のうちの最高金額に合わせた金額を、これまでと同様に一律に全従業員に支給すること。</li> <li>・ 飲酒運転・飲酒作業に対して適正な懲戒処分を行うこと。</li> <li>・ 社長はパワハラをやめること。「同乗者のペア固定」を解除すること。</li> <li>・ 定年を60歳から65歳へ延長してほしい。本人の希望がある場合は、70歳まで再雇用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体交渉を拒否しているわけではなく、こちらが知りたいことに答えてもらえれば、団体交渉に応じたいと考えている。</li> <li>・ 年功序列の賃金を改め、従業員間の賃金格差を縮小することを目的として人事評価的なものを導入し、賃上げ幅に段階を設けている。全従業員に説明している。</li> <li>・ 飲酒運転をさせないように、指摘があった日は助手に専念させている。これまで同様の事例があった際も懲戒処分は行っていないため、今回も考えていない。</li> <li>・ 問題行動に対し、社長として言わなければならないことは言った。ペア固定は、組合員ではない従業員がいじめられるということがあります。従業員の要望によりやむを得ず一部固定した。解除は難しい。</li> <li>・ 現在のところ、定年を延長する考えはない。</li> </ul>	R6. 10. 7  解 決	87日

調 整		業 種	申請者	申 請 年月日	調整事項	調整員 指名年月日 調整員
番号	区分					
6-2	あっ せん	サービス業	労 働 組 合	R6. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024年度の賃上げについて、一人10,000円とすること</li> <li>・ 賃金(手当)カットされた組合員の賃金を従前どおりに回復させること</li> <li>・ 65歳からの雇用延長について、希望者は全員雇用延長すること</li> <li>・ 給与表を明示すること</li> <li>・ 上記への回答を文書で行うこと</li> </ul>	R7. 1. 17  (公) 山 本 (公) 森 田 (労) 嗟 峨 (使) 加賀谷

労働者側の主張	使用者側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024年度の賃上げについて、一人10,000円とすること。</li> <li>・ 11月賃金から、「車輛担当手当」「運転手当」をカットされた組合員がいる。これらは実質的に生活給であるので、回復させること。</li> <li>・ 65歳からの雇用延長について、組合員だけが対象外になるのではないかとの懸念がある。希望者全員を70歳までの雇用延長の対象とすること。</li> <li>・ 会社は給与体系の見直しを行っているということだが、現在及び今後の給与体系を明らかにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024年度について、追加で昇給額を増やす考えはない。</li> <li>・ 両者（両手当）とも、業務の実態が支給要件に合致しなくなり、従業員間の給与格差の縮小や担当手当の明確化を進めるためにカットしたものである。</li> <li>・ 65歳以上について、希望者全員の雇用はできない。</li> <li>・ 従業員の給与明細は社外秘である。また、給与体系（昇給）の考え方の見直しについては、「見直しにより従業員間の賃金の格差を縮小させる」といった説明はできる。</li> </ul>	R7へ繰越	—

(注) ・ 事件番号は、暦年で付している。

・ 「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。

## 2 公益事業の争議行為予告及び実情調査

### (1) 公益事業の争議行為予告

令和6年の労働関係調整法（以下「労調法」）第37条の規定に基づく争議行為予告件数は、中労委受付分53件、当労委受付分6件の合計59件であった。

これを業種別にみると、道路貨物、航空運輸などの運輸事業が42件（71.2%）と最も多く、次いで多いのが、医療又は公衆衛生事業の15件（25.4%）であった（第1表）。

争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項を要求内容とするものが58件（98.3%）、労働条件などの非経済的事項が1件（1.7%）であった（第2表）。

### (2) 実情調査

令和6年に実施した公益事業に係る実情調査件数は、36件であった。

これを業種別にみると、運輸事業が19件（52.8%）、医療又は公衆衛生事業が15件（41.6%）、郵便又は電気通信事業が1件（2.8%）、水道、電気又はガス供給事業が1件（2.8%）であった。

また、争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項に係るものが36件（100%）、労働条件など非経済的事項に係るものはなかった（第3表）。

なお、実際に争議行為を実施したのは2組合であったが、保安要員を配置する等の対策を講じていたため、県民生活への影響はほとんどなかった。

## 3 公益事業以外の労働争議の実情調査

令和6年に実施した公益事業以外の労働争議に係る実情調査件数は6件であった。

これらは、秋田市内のハイ・タク業6社（全自交加盟）の賃上げ等に係る労働争議について、公益事業に準ずるものとして、労働委員会規則第62条の2に基づき調査したものである（第4表）。

第1表 業種別争議行為予告件数

(単位：件)

業種 受付労委	予 告 件 数	運 輸 事 業						郵 便 又 は 電 気 通 信 事 業	水 道、電 気 給 水 又 は ガ ス 供 給 事 業			医 療 公 衆 衛 生 又 は 公 衆 衛 生 事 業	
		鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
中 労 委	53	1	4	13	22	2	42	1		1		8	1
秋 労 委	6											6	
計	59	1	4	13	22	2	42	1		1		14	1

第2表 争議事項別争議行為予告件数

(単位：件)

争議事項 受付労委	予 告 件 数	経 済 的 事 項							非 経 済 的 事 項				
		賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
中 労 委	53	34	8	9		1		52				1	1
秋 労 委	6	2		2	2			6					
計	59	36	8	11	2	1		58				1	1

第3表 争議行為予告に係る実情調査件数（公益事業関連）

（単位：件）

業種	運 輸 事 業						郵便又は電気通信事業	水道、電気又はガス供給事業			医療又は公衆衛生事業		計				
	鉄道業	道路旅客	道路貨物	航空運輸	その他	小計		水道	電気	ガス	医療業	公衆衛生事業					
争議事項	賃上げ	1	2	5		1	9	1		1		10	(2)	1	22	(2)	
	夏季一時金			4			4								4		
	年末一時金		1	4			5					2	(2)		7	(2)	
	年間一時金											2	(2)		2	(2)	
	その他賃金		1				1								1		
	その他																
	計	1	4	13		1	19	1		1		14	(6)	1	36	(6)	
非経済的争議事項	団交促進																
	労働協約																
	解雇																
	配転・出向																
	その他																
	計																
合計	1	4	13		1	19	1		1		14	(6)	1	36	(6)		

（注）

第1表・第2表において、予告件数59件のうち航空運輸業22件は、秋田県内に執行機関がない組合に係るものであるため、実情調査を行っていない。また、全国港湾労働組合連合会からの予告通知については、下部団体である全日本港湾労働組合からの予告通知に係る調査対象労働組合と同一であるため、実情調査を省略している。

なお、第3表における（ ）は、当労委の受付分(内数)である。

第4表 公益事業以外の労働争議の実情調査件数

事 業	件 数	要求事項	争議行為の形態
道路旅客運送業 (ハイ・タク業)	全自交秋田地連加盟 秋田市内タクシー 労働組合 6件	賃上げ	

#### 4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表

第1表 業種別予告件数

(単位：件)

年	業種別 受付	予 告 件 数	運 輸 事 業						郵便 又は 電気 通信 事業	水道、電気又は ガス 供給 事業			医療又は 公衆衛生事 業	
			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
2	中労委	32	4	4	4	8	1	21			1		9	1
	秋労委	5											5	
	計	37	4	4	4	8	1	21			1		14	1
3	中労委	53	2	4	14	16	4	40	1		1		9	2
	秋労委	6											6	
	計	59	2	4	14	16	4	40	1		1		15	2
4	中労委	50	2	4	13	17	2	38	1		1		9	1
	秋労委	6											6	
	計	56	2	4	13	17	2	38	1		1		15	1
5	中労委	54	2	4	14	19	2	41	1		1		9	2
	秋労委	6											6	
	計	60	2	4	14	19	2	41	1		1		15	2
6	中労委	53	1	4	13	22	2	42	1		1		8	1
	秋労委	6											6	
	計	59	1	4	13	22	2	42	1		1		14	1

第2表 争議事項別予告件数

(単位：件)

年	争議事項 受付	予 告 件 数	経済的事項						非経済的事項					
			賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
2	中労委	32	17	1	7				25				7	7
	秋労委	5	1		2	2			5					
	計	37	18	1	9	2			30				7	7
3	中労委	53	24	8	11				43			2	8	10
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	59	26	8	13	2			49			2	8	10
4	中労委	50	24	8	12				44			2	4	6
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	56	26	8	14	2			50			2	4	6
5	中労委	54	31	8	10				49				5	5
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	60	33	8	12	2			55				5	5
6	中労委	53	34	8	9			1	52				1	1
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	59	36	8	11	2		1	58				1	1

## 第8節 個別労働関係紛争のあっせん

### 1 概要

令和6年に取り扱った個別労働関係紛争のあっせんは、新規係属事件が1件であり、終結状況は、解決が1件であった（第1表）。

紛争内容別では、「職場の人間関係」に関する事項が1件であった（第2表）。

業種別では、「建設業」が1件であった（第3表）。

企業規模別では、従業員数「30人未満」が1件であった。（第4表）

申請者別では、労働者側からの申請が1件であった（第5表）。

第1表 個別労働関係紛争のあっせん事件取扱件数 (単位：件)

区分 年	件 数			内 訳				
	繰 越	新 規	計	解 決	打 切	取 下	不 開 始	繰 越
27		3	3	1	2 (1)			
28		6	6		4 (3)			2
29	2	3	5	1	4 (2)			
30		2	2		1		1	
元								
2								
3		1	1		1 (1)			
4		2	2				2	
5		2	2	1	1			
6		1	1	1				

(注) ( ) は、被申請者があっせんに参加しなかった件数 (内数)

第2表 個別労働関係紛争のあつせん事件の紛争内容別件数（新規）

（単位：件）

紛争内容		年	2	3	4	5	6	計
経営又は人事				1	1	1		3
ア	解雇		1			1		2
イ	配置転換、出向・転籍							
ウ	復職							
エ	懲戒処分							
オ	退職				1			1
カ	勤務延長、再雇用							
キ	その他経営又は人事							
賃金等						1		1
ク	賃金未払い					1		1
ケ	賃金増額							
コ	賃金減額							
サ	一時金							
シ	退職一時金							
ス	解雇手当							
セ	休業手当							
ソ	諸手当							
タ	その他賃金							
チ	年金(企業年金・厚生年金等)							
労働条件等								
ツ	労働契約							
テ	労働時間							
ト	休日・休暇							
ナ	年次有給休暇							
ニ	育児休業・介護休業							
ヌ	時間外労働							
ネ	安全・衛生							
ノ	福利厚生制度							
ハ	社会保険							
ヒ	労働保険							
フ	その他の労働条件等							
職場の人間関係					3		1	4
ヘ	セクハラ				1			1
ホ	パワハラ・嫌がらせ				2		1	3
その他								
マ	その他							
計				1	4	2	1	8

（注）紛争内容が複数にわたる場合、該当する項目にそれぞれ計上するため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運輸業				卸 売 業 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	医 療 ・ 福 祉 社	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計	
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他											
2																							
3																1							1
4							1												1				2
5													1			1							2
6			1																				1

第4表 企業規模別件数（新規）

（単位：件）

年	区分	30人未満	30～49人	50～99人	100～ 199人	200～ 299人	300人以上	計
	2							
3		1						1
4		2						2
5		1			1			2
6		1						1

第5表 申請者別件数（新規）（単位：件）

年	区分	使用者	労働者	双 方
	2			
3			1	
4			2	
5			2	
6			1	

第6表 平均所要日数 (単位：日)

年	所要日数
2	—
3	32
4	—
5	51
6	55

(注) 所要日数は、申請日から終結までの日数である。端数は切り捨て。  
 不開始及び取り下げは除く。  
 繰越事件は、翌年度に計上する。

第7表 解決率 (単位：%)

年	解決率
2	—
3	0
4	—
5	50
6	100

(注) 
$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$
  
 (繰越事件は、翌年度に計上する。)



## 2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表

事 件 番 号	業 種	申 請 者	申 請 年 月 日	あ っ せ ん 事 項	あ っ せ ん 員 指 名 年 月 日  あ っ せ ん 員
6-1	建設業	労働者	R6. 10. 21	・パワハラ等により退職せざるを得なくなったことによる経済的な損失と精神的苦痛に対する損害賠償として29万円の支払い	R6. 11. 13  (公) 梅 井 (労) 加 藤 (使) 時 田

(注)・事件番号は、暦年で付している。

・「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。

労働者側の主張	使用者側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
<p>・労働基準監督署に申告したことによって事業主から嫌がらせやパワハラを受け、続けたかった仕事を辞めざるを得なくなった。経済的損失と精神的苦痛に対する損害賠償として、29万円の支払いを求める。</p>	<p>・9月6日の電話で暴言を吐いた件については謝罪しているし、コミュニケーション不足があったにせよ退職に追い込んだ意識はなく、自己都合退職であり、損害賠償請求されても積然としない。</p>	<p>R6. 12. 14          解 決</p>	<p>55日</p>

## 第9節 労働委員会活性化に向けた取組

### 1 概要

人口減少・少子高齢化の進行、非正規雇用労働者の増加、働き方改革関連法の施行、新型コロナウイルス感染拡大の影響による解雇・雇い止めの増加などにより、労働を取り巻く環境は近年大きく変化している。こうした中で、労使紛争の未然防止や早期・円満な解決のために、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たしていけるよう、認知度を高めるなどの労働委員会活性化に向けた取組を行った。

### 2 「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報・周知

10月を周知月間として、全国の労働委員会が制度の周知、広報を重点的に行っている。当委員会でも、次の活動を行った。

#### (1) 街頭宣伝活動

○令和6年10月3日（木）の通勤時間帯に、JR秋田駅前において、委員、事務局職員が街頭宣伝活動を行い、リーフレット、ポケットティッシュ、除菌ポケットティッシュを配布した。

#### (2) 県広報紙（全戸配付）を活用した制度周知

○県広報紙「あきたびじょん2025年1月号」において制度周知を行った。

#### (3) 各市町村への周知依頼

○市町村広報へ制度の掲載を依頼した。

○啓発用のポケットティッシュ及びポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。

#### (4) その他

○労働委員会ホームページ、県公式ツイッター・フェイスブックで周知月間中の取組を告知した。

○包括協定等に基づき、県内のセブンイレブンにポスターの掲示を依頼した。

○各地域振興局に啓発用のポケットティッシュ及びポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。

○連合秋田、県労連、県経営者協会、秋田商工会議所、秋田県商工会連合会、秋田県中小企業団体中央会、秋田県社会保険労務士会に個紛リーフレット及びポスターを配付し、制度周知への協力を依頼した。

○県内の主要郵便局へポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。

### 3 年間を通じた広報・周知

#### (1) 出前講座の実施

労働法の周知を図り、労使紛争を未然に防ぐため、次のとおり出前講座を実施した。

①学校名 秋田明德館高等学校

期 日 令和6年2月4日（日）

場 所 秋田明德館高等学校体育館

受講者 約65名

演 題 「これから働き始めるみなさんへ ～安心して働くための基礎知識～」

講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム

主幹 成田 英明



②施設名 就業移行支援事業所 ジョブサポいずみ

期 日 令和6年11月11日（月）

場 所 ウェルビューいずみ3階 訓練室①

受講者 8名

演 題 「安心して働くために！～知って役立つ労働法～」

講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム

主幹 秩父 克郎



③施設名 特別養護老人ホーム 広青苑

期 日 令和6年11月21日（木）

場 所 上記会議室

受講者 17名

演 題 「あなたや家族が労働トラブルに巻き込まれたら～職場のハラスメント問題を考えよう～」

講 師 秋田県労働委員会事務局 審査調整課 調整チーム  
主幹 成田 英明



## 4 研 修

令和6年度研修計画に基づき、定例総会に合わせ次の研修を実施した。

### ○事例研究会の開催

北海道・東北ブロックの研修会の事例議題を題材として、委員による意見発表、意見交換等を行った。（令和6年10月10日（木））

### ○講演会の開催（予定）

期 日 令和7年1月28日（火）

演 題 「メンタルヘルスの基礎知識」

講 師 秋田県子ども・女性・障害者相談センター

精神保健福祉部（精神保健福祉センター長） 鈴木 稔

### ○その他

中央労働委員会が主催する令和6年度東北地区労使関係セミナーにパネリストとして参加した。

期 日 令和6年11月22日（金）

内 容

第1部 基調講演

テーマ：高齢者雇用と均等待遇・均衡待遇～名古屋自動車学校事件を踏まえて～

講 師：中央労働委員会東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部法律学科教授  
原 昌登

## 第2部 パネルディスカッション

テーマ：労働委員会における労働紛争解決事例

コーディネーター：原 昌登

コメンテーター：赤坂 薫（秋田県労働委員会会長、弁護士）

山本 隆弘（秋田県労働委員会公益委員、弁護士）

加藤 忠浩（秋田県労働委員会労働者委員、秋田県東北電力関  
連産業労働組合総連合会長）

小野 秀人（秋田県労働委員会使用者委員、（一社）秋田県経営  
者協会専務理事）





秋 田 県 労 働 委 員 会 年 報  
令 和 6 年 ( 第 6 0 号 )

令和7年4月発行

秋田県労働委員会事務局

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階

電話 018(860)3282 (審査チーム) 3284 (調整チーム)

FAX 018(860)3286

E-mail akiroi@pref.akita.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.akita.lg.jp/akiroi/>

